

2025年12月5日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

株式会社パリミキアセットマネジメント
代表取締役 富田 秀夫

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2025年11月末日現在）

資本金	100,000千円
発行可能株式総数	600,000株
(内訳)	
甲種類株式	500,000株
乙種類株式	320,000株
発行済株式総数	426,640株
(内訳)	
甲種類株式	274,918株
乙種類株式	151,722株

(注) 乙種類株式 議決権を有しません。

※最近5年間の資本金の変動
該当事項はありません。

b. 会社の機構

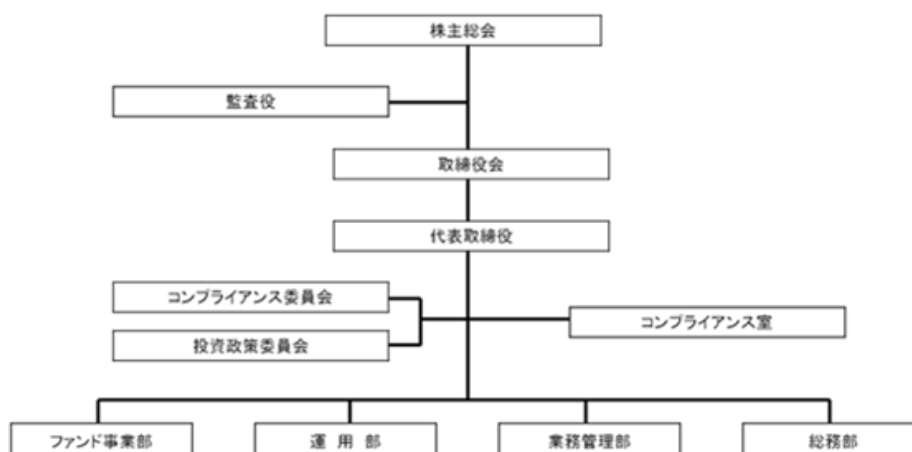
①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

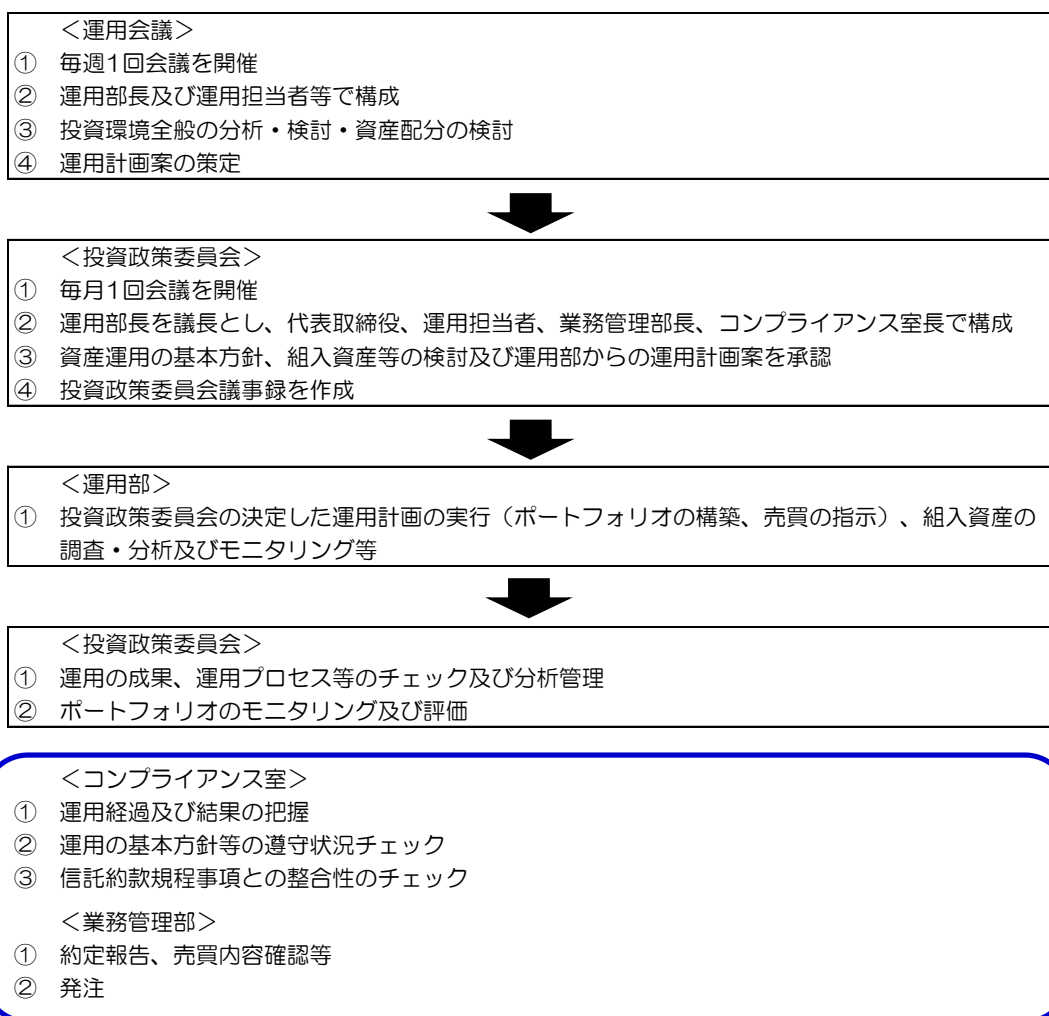
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は在任取締役の任期満了時までとします。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

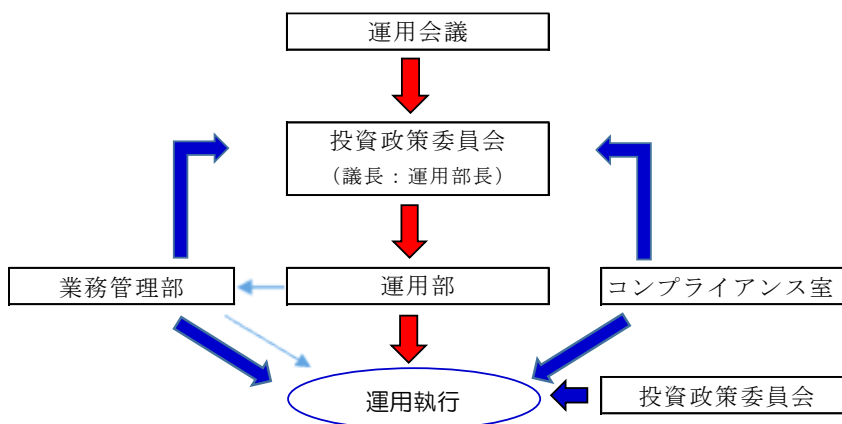
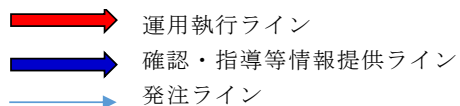
②会社の組織図



③投資運用の意思決定機構



(運用体制)



- *運用体制は2025年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。
- *当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

2. 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用を行っている証券投資信託は2025年11月末日現在、以下の通りです。（親投資信託を除く）

商品分類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	5本	19,011,155,112

3. 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省 令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定により、内閣府令に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度に係る中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,916	54,159
直販顧客分別金信託	30,000	25,000
前払費用	3,060	2,004
未収委託者報酬	17,946	15,608
貯蔵品	-	1,132
未収消費税等	1,298	-
未収入金	66	106
未収還付法人税等	0	-
短期差入保証金	1,204	-
流動資産合計	91,493	98,012
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	3,783	3,510
器具備品	3,980	5,521
有形固定資産合計	7,764	9,032
無形固定資産		
ソフトウェア	8,006	9,799
無形固定資産合計	8,006	9,799

投資その他の資産		
投資有価証券	19,963	20,218
長期前払費用	1,069	794
敷金	9,012	9,012
繰延税金資産	165	-
投資その他の資産合計	30,210	30,025
固定資産合計	45,982	48,856
資産合計	137,475	146,868
負債の部		
流動負債		
預り金 ※2	10,551	14,374
未払金	9,003	8,876
未払法人税等	180	380
未払消費税等	-	4,702
リース債務	278	278
賞与引当金	942	495
役員賞与引当金	601	801
流動負債合計	21,557	29,910
固定負債		
リース債務	1,114	812
繰延税金負債	-	4,303
固定負債合計	1,114	5,116
負債合計	22,671	35,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,027	4,001
利益剰余金合計	7,027	4,001
株主資本合計	107,027	104,001
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,776	7,840
評価・換算差額等合計	7,776	7,840
純資産合計	114,804	111,842
負債・純資産合計	137,475	146,868

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 19 期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第 20 期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	143,562	170,652
営業収益合計	143,562	170,652
営業費用		
支払手数料	31,485	30,326
広告宣伝費	820	3,779
委託計算費	17,707	22,111
営業雑経費	13,299	16,844
通信費	9,018	11,135
印刷費	2,351	1,872
協会費	786	779
その他	1,142	3,058
営業費用合計	63,312	73,062
一般管理費		
給料	37,493	54,719
役員報酬	13,596	26,946
給料手当	13,945	11,240
賞与	1,442	6,481
役員賞与	2,704	2,854
法定福利費	4,260	5,900
賞与引当金繰入額	942	495
役員賞与引当金繰入額	601	801
交際費	84	142
旅費交通費	1,078	1,137
租税公課	168	64
不動産賃借料	10,516	9,237
退職給付費用	842	487
減価償却費	1,377	4,011
人材派遣費	6,643	9,208
支払手数料	9,467	7,601
諸経費	13,222	10,900
一般管理費合計	80,894	97,510
営業利益又は営業損失(△)	△645	79

営業外収益		
受取利息	1	35
セミナー収入	247	1,533
雑収入	113	3
営業外収益合計	362	1,572
営業外費用		
雑損失	11	13
営業外費用合計	11	13
経常利益又は経常損失 (△)	△294	1,638
特別損失		
社名変更費用	3,358	-
固定資産除却損	496	-
本社移転費用	5,759	-
事故損失賠償金 ※1	1,885	-
特別損失合計	11,499	-
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	△11,793	1,638
法人税、住民税及び事業税	180	385
法人税等調整額	△4,277	4,277
法人税等合計	△4,097	4,663
当期純損失 (△)	△7,696	△3,025

(3) 【株主資本等変動計算書】

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	-	-	22,133	22,133	△ 7,410	114,723
当期変動額							
当期純損失 (△)				△7,696	△7,696		△ 7,696
自己株式の消却		△ 7,410	△ 7,410			7,410	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		7,410	7,410	△7,410	△7,410		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	△15,106	△15,106	7,410	△ 7,696
当期末残高	100,000	-	-	7,027	7,027	-	107,027

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,348	5,348	120,072
当期変動額			
当期純損失 (△)			△ 7,696
自己株式の消却			-
利益剰余金から資本剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,428	2,428	2,428
当期変動額合計	2,428	2,428	△ 5,268
当期末残高	7,776	7,776	114,804

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	7,027	7,027	107,027
当期変動額				
当期純損失 (△)		△3,025	△3,025	△3,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	△3,025	△3,025	△3,025
当期末残高	100,000	4,001	4,001	104,001

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,776	7,776	114,804
当期変動額			
当期純損失 (△)			△3,025
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63	63	63
当期変動額合計	63	63	△2,962
当期末残高	7,840	7,840	111,842

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(4) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>
5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。</p> <p>1. 定率報酬 委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 成功報酬 委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	165	-
繰延税金負債	-	4,303

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。なお、この見積りの結果は「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示していたセミナー会費は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「セミナー収入」として独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」361千円は「セミナー収入」247千円、「雑収入」113千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
建物	45千円	318千円
器具備品	3,560千円	4,778千円
リース資産	21千円	274千円

※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
預り金	9,850千円	13,809千円

(損益計算書関係)

第 19 期事業年度	第 20 期事業年度
自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
※1 事故損失賠償金 当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。	-

(株主資本等変動計算書関係)

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	155,142	-	3,420	151,722
合計	430,060	-	3,420	426,640

(注) 変動事由の概要

乙種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 3,420 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	-	-	-	-
乙種類株式	3,420	-	3,420	-
合計	3,420	-	3,420	-

(注) 変動事由の概要

乙種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 3,420 株

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	151,722	-	-	151,722
合計	426,640	-	-	426,640

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

Web会議システム（器具备品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第19期事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	19,963	19,963	—
資産計	19,963	19,963	—
リース債務	1,392	1,379	△12
負債計	1,392	1,379	△12

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第20期事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	20,218	20,218	—
資産計	20,218	20,218	—
リース債務	1,090	1,067	△23
負債計	1,090	1,067	△23

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第19期事業年度（2024年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	37,916	—	—	—
直販顧客分別金信託	30,000	—	—	—
未収委託者報酬	17,946	—	—	—
合計	85,863	—	—	—

第20期事業年度（2025年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	54,159	—	—	—
直販顧客分別金信託	25,000	—	—	—
未収委託者報酬	15,608	—	—	—
合計	94,768	—	—	—

(注2) リース債務の決算日後の返済予定額

第19期事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
(1) リース債務	278	278	278	278	278	—
合計	278	278	278	278	278	—

第20期事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
(1) リース債務	278	278	278	255	—	—
合計	278	278	278	255	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

第19期事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	19,963	—	19,963
資産計	—	19,963	—	19,963

第20期事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	20,218	—	20,218
資産計	—	20,218	—	20,218

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第19期事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	1,379	—	1,379
負債計	—	1,379	—	1,379

第20期事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	1,067	—	1,067
負債計	—	1,067	—	1,067

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第19期事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,963	8,074	11,889
	小計	19,963	8,074	11,889
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		19,963	8,074	11,889

第20期事業年度(2025年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	20,218	8,074	12,143
	小計	20,218	8,074	12,143
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		20,218	8,074	12,143

2. 売却したその他有価証券

第19期事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

第20期事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第19期事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、842千円であります。

第20期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対する退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出年金制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、487千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第 19 期事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	第 20 期事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	15,308	13,282
未払金否認額	1,078	397
賞与引当金	326	171
短期差入保証金	699	-
未払事業税	-	10
繰延税金資産小計	17,411	13,861
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△12,636	△13,282
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△397	△579
評価性引当額小計(*1)	△13,033	△13,861
繰延税金資産合計	4,377	-
繰延税金負債		
前払費用	△100	-
その他有価証券評価差額金	△4,112	△4,303
繰延税金負債合計	△4,212	△4,303
繰延税金資産（負債）の純額	165	△4,303

(※ 1) 評価性引当額が828千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加したためであります。

(※ 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第19期事業年度 (2024年 3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,284	2,501	-	-	-	10,522	15,308
評価性引当額	-	△ 2,114	-	-	-	△ 10,522	△ 12,636
繰延税金資産	2,284	387	-	-	-	-	2,671

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

第20期事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,501	-	-	-	-	10,780	13,282
評価性引当額	△ 2,501	-	-	-	-	△ 10,780	△ 13,282
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第19期事業年度 (2024年3月31日)	第20期事業年度 (2025年3月31日)
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	法定実効税率 34.59%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 80.19%
	住民税均等割 10.99%
	繰越欠損金の期限切れ 125.82%
	評価性引当額の増減 34.76%
	その他 △ 1.70%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 284.65%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.44%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務）

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、資産除去債務の負債の計上に代えて、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。このため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じる収益	143,562	170,652
定率報酬	141,875	157,351
成功報酬	1,686	13,300
その他の収益	—	—
営業収益	143,562	170,652

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 及び第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
コドモファンド	96,061	投資運用業
Codomo Global Opportunity Fund	21,170	投資運用業
浪花おふくろファンド	14,631	投資運用業

第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
コドモファンド	108,010	投資運用業
Codomo Global Opportunity Fund	32,904	投資運用業

(表示方法の変更)

前事業年度において、外部顧客を主要な顧客の単位としておりましたが、投資信託財産から委託者報酬を得ていることから、当事業年度より投資信託を主要な顧客の単位としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の表示の組替を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第19期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	Paris Miki (International) SA	スイス国 ジュネーブ	1,500万 スイスフラン	金融サ ービス	—	投資戦略 等のアド バイス 役員の兼 任	支払手 数料	6,000	未払金	1,500

(注)上記の金額のうち、取引金額および期末残高には消費税等が含まれておりません。

第20期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社パリミキホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	269円08銭	262円14銭
1株当たり当期純損失(△)	△18円03銭	△7円09銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎

	第19期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第20期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失(△)	△7,696千円	△3,025千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	△7,696千円	△3,025千円

(△)		
普通株式の期中平均株式数	426,640 株	426,640 株
甲種類株式	274,918 株	274,918 株
乙種類株式	151,722 株	151,722 株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 21 期中間会計期間末 (2025 年 9 月 30 日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		49,620
直販顧客分別金信託		25,000
未収委託者報酬		28,631
貯蔵品		1,026
前払費用		1,417
流動資産合計		105,695
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		3,372
器具備品		6,033
有形固定資産合計		9,405
無形固定資産		
ソフトウェア		8,496
無形固定資産合計		8,496
投資その他の資産		
投資有価証券		23,102
長期前払費用		658
敷金		9,012
投資その他の資産合計		32,772
固定資産合計		50,673
資産合計		156,371

(単位：千円)

第 21 期中間会計期間末
(2025 年 9 月 30 日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金	※2	19,517
未払金		14,409
未払法人税等		624
未払消費税等		2,592
リース債務		278
賞与引当金		620
流動負債計		38,043
固定負債		
リース債務		673
繰延税金負債		5,326
固定負債計		5,999
負債の部合計		44,042
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,625
利益剰余金合計		2,625
株主資本合計		102,625
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		9,702
評価・換算差額等合計		9,702
純資産合計		112,328
負債・純資産合計		156,371

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 21 期中間会計期間	
(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	94,604
営業収益合計	94,604
営業費用	35,720
一般管理費 ※	59,819
営業損失 (△)	△934
営業外収益	199
営業外費用	5
経常損失 (△)	△740
税引前中間純損失 (△)	△740
法人税、住民税及び事業税	635
中間純損失 (△)	△1,375

(3) 中間株主資本等変動計算書

第21期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	4,001	4,001	104,001
当中間期変動額				
中間純損失（△）		△1,375	△1,375	△1,375
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	△1,375	△1,375	△1,375
当中間期末残高	100,000	2,625	2,625	102,625

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,840	7,840	111,842
当中間期変動額			
中間純損失（△）			△1,375
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,862	1,862	1,862
当中間期変動額合計	1,862	1,862	486
当中間期末残高	9,702	9,702	112,328

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8～15年 器具備品 4～15年 (2)無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (4)長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬を稼得しており、これには成功報酬が含まれている場合があります。</p> <p>1. 定率報酬</p> <p>委託者報酬のうち定率報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年4回もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 成功報酬</p> <p>委託者報酬のうち成功報酬は、対象となる投資信託の過去の日々の基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、日々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>
----------------	---

(中間貸借対照表関係)

	第 21 期中間会計期間末 (2025 年 9 月 30 日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品 リース資産	456 千円 5,650 千円 400 千円
※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金	18,451 千円

(中間損益計算書関係)

	第 21 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※ 減価償却実施額	有形固定資産	1,136 千円
	無形固定資産	1,303 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	274,918	-	-	274,918
乙種類株式	151,722	-	-	151,722
合計	426,640	-	-	426,640

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

Web会議システム (器具備品) であります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

第21期中間会計期間末（2025年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	23,102	23,102	—
資産計	23,102	23,102	—
リース債務	951	933	△17
負債計	951	933	△17

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第21期中間会計期間末（2025年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	23,102	—	23,102
資産計	—	23,102	—	23,102

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第20期中間会計期間末（2025年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	933	—	933
負債計	—	933	—	933

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第21期中間会計期間末（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	23,102	8,074	15,028
	小計	23,102	8,074	15,028
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		23,102	8,074	15,028

（デリバティブ取引関係）

第21期中間会計期間末
(2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
顧客との契約から生じる収益	
定率報酬	80,800
成功報酬	13,804
その他の収益	—
営業収益	94,604

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
コドモファンド	58,098	投資運用業
Codomo Global Opportunity Fund	23,824	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	263円28銭
1株当たり中間純損失金額(△)	△3円22銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎

	第21期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失(△)	△1,375千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純損失(△)	△1,375千円
普通株式の期中平均株式数	426,640株

甲種類株式	274,918 株
乙種類株式	151,722 株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません

以上

公開日 2025年12月12日

作成基準日 2025年11月28日

本店所在地 東京都中央区銀座二丁目8番4号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社パリミキアセットマネジメント
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区
指定社員
業務執行社 公認会計士 立野 晴 朗
員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社パリミキアセットマネジメントの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パリミキアセットマネジメントの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。
-

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月28日

株式会社パリミキアセットマネジメント
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

立野 晴朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社パリミキアセットマネジメントの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パリミキアセットマネジメントの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。